



東通村告示第 18 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、東通村長から同村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認した旨の届出があり、同法第260条第1項の規定により、この土地を東通村大字尻屋字ツボケ沢に編入するので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

令和7年3月13日

東通村長 畑 中 稔 郎



記

東通村大字尻屋字ツボケ沢20番116、41番5、41番11、41番24から41番26まで及び44番に隣接する地先公有水面 8,075.24㎡